

**内灘町介護予防・日常生活支援総合事業  
単位数サービスコード表  
(平成31年4月施行版)**

平成31年4月1日から、通所型サービス（独自）のサービスコードが変わります。

**総合事業は、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。**

内灘町内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、内灘町外の事業者が内灘町の被保険者（住所地特例者を除く）に対してサービスを提供する場合は、内灘町の基準等により、内灘町のサービスコードを使用します。

**訪問型サービス**

**内灘町訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A2）**

H31年4月改正版で訪問型サービスコードに変更はありません。

**通所型サービス**

**内灘町通所型介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A6）**

- 短時間サービスのサービスコードを新設しました（2～4時間以内）。
- 要支援2（週1回利用）のサービスコードを削除しました。  
要支援2で週1回利用の場合は、要支援2の単位を実績回数でかけます。  
（例）要支援2の方が、週1回計画で月5回利用の場合、これまでは週1回程度の包括単位となりましたが、今後は要支援2の1回単位×5回となります。
- 送迎なしの単価を設定しました。同一建物からの通所に関わらず、送迎をしない場合には送迎なしの単価を選択してください。
- さまざまなシステムに対応できるよう、各パターンごとに加算を設定しました。